

平成26年 5月13日

関係者各位

竹 原 市 長  
〒725-8666 竹原市中央五丁目1-35  
総務部財政課

現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて（通知）

本市行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市における現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて、国の緊急経済対策に対応するため、平成25年5月8日付けで「現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて（通知）」のとおり、平成25年5月20日から平成26年3月31日の期間限定で実施させていただいたところです。

こうした中、国の「公共工事の円滑な施工確保について（平成26年2月7日付け総務省自治行政局長及び国土交通省土地・建設産業局長連名通知）」要請などにみられるように、引き続き公共工事の円滑かつ効率的な執行が課題とされていることから、入札の不調・不落を防止し、工事執行の円滑化かつ効率化を図るため、平成25年5月20日から平成26年3月31日の期間で実施した現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いと同様の取扱いを、平成26年5月20日から当面の間、継続して実施することお知らせします。

1 趣旨

工事現場への現場代理人の適切な配置を推進するため、一定の要件を満たす工事について、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和し、併せて一定の範囲内で他の工事現場における現場代理人等との兼務を認めることとする。

2 内容

別紙のとおり

3 適用期間

平成26年5月20日から当分の間、指名又は公告する工事に適用する。

4 その他

様式等については、竹原市のホームページに掲載します。